

農地中間管理事業等に対する担い手等との意見交換の実績

(令和5年4月～令和6年3月)

担い手との意見交換会、地域計画の検討会、同協議の場、機構駐在員の現地活動等のなかでの意見を取りまとめたものです。

【1】 農地中間管理事業及び農地中間管理機構について

- ・ J A出資法人のため、地権者の要望を断れずに借入れ面積拡大、貸したい希望がどんどん増えているなか、今後の経営はどうすべきか、不透明な状況にある。
- ・ 経営的には、近いところの圃場を中心に集積、遠方の山間地域は耕作を断っている状況。WCSの値段が地域によって大きくバラつきがあるため、調整機能を果たして欲しい。
- ・ 場所を限定したうえで、面積がまとまれば借りてもよいが、無理に借入れを増やせない状況。
- ・ 利用権設定された農地が、営農組織の解散等により地権者に返されても、地権者には営農意欲がないことが多く、耕作放棄地の増加が懸念される。営農組織を作ることが良いとは限らない。
- ・ 荒れた農地や樹園地跡の農地が出てくるが、水路の破損や用水がないなど、耕起・除草など保全管理を管理委託作業でおこなっている。このような保全管理の圃場が増えている状況にある。
- ・ 受け手の都合で公社との契約の解約を求められた。契約継続の意思があるのにもかかわらず出し手にも解約を求められることには納得できない（公社は責任をもって借り受け農地を管理すべき）。
- ・ 受け手を探すことが困難な農地でも市、J A、公社が連携して対応することを求める。
- ・ 受け手がなくても、まずは機構が借受け、中間保有地として管理をしながらでも受け手を探すべきである。

【2】 地域農業について

- ・ 作業受託（作業料金の徴収）は経営にプラスとなるが、利用権の設定では赤字経営になる可能性がある。地権者が農地を保有しようという意識がある間は、作業委託や利用権設定により農地が維持されているが、地権者の農地への意識がなくなれば、耕作放棄地が増加するのが現実である。
- ・ 条件不利地では、営農組織を作っても後継者の確保が難しく、農地集積のメリットはない。組織化や法人化について指導されるが、後継者の目途がないような営農組織を作り、農地を集積しても長続きしない。組織化されても解散してしまうと、農

地が営農組織に集積された時点で、地権者は農地を管理する意識がなくなっており、農地を返されても営農再開は難しい場合が多く、遊休農地化など地域農業の回復は難しくなる。

- ・米、小麦、大豆を主体とする土地利用型農業が定着しているが、生産資材や燃料価格の高騰に加え、人材不足、オペレーターの高齢化など課題は多く、機械への投資は躊躇される状況。
- ・中山間地では日照不足、鳥獣害、排水不良などで圃場条件は悪く、条件の悪い農地まで借受けている状況で、優良な農地をある程度まとまった形で紹介して欲しい。平坦地では圃場整備後 40 年位経過して、用水路の漏水が散見されるなど、規模拡大が担い手の経営安定につながっていない。
- ・農業法人はオペレーターの高齢化が進んでおり、人材確保は必須である。しかし、定年退職者を対象にした募集、大型農機の免許取得を助けているが、農業の経験がないためか、定着できない状況。引き続き、法人経営の維持、存続には、引き続き必要な人材の確保に取り組む必要がある。
- ・肥料、燃料の高騰に加え、米価の低迷で機械倒れが心配。今後の経営に不安が多く、何か良い方法はないか。
- ・中山間地域の法人経営では、高齢化、人手不足のなかで、法人経営存続には法人の再編、合併に向かわざるを得ない状況にある。合併法人の借受け地の見直し、新たな人を巻き込み地域の草刈り、水管理で地域を守る体制整備が求められる。
- ・地域全体で法人化するという話もあるが、70 歳以上が多いところでは、法人化は難しい。10 年、20 年先を見越した法人化には、ただ作るだけでなく、しっかりした担い手、人材を把握しながらやっていく必要がある。
- ・中山間地域の農業経営の在り方、方向をどうするのか。集落の減少、人口減の中で、すべての農地を受け入れ、守ることは困難で、ふるさとをどうするか、行政としての方向付けも必要では。

【3】 圃場整備について

- ・中山間地域には、狭小な土地、進入路、用水路の不備等の条件の悪い農地があり、担い手がない状況である。このような農地を引き受けるには圃場整備が必要である。地域計画の策定に合わせて担い手が位置付けられる場合、圃場整備の要件の緩和等をお願いしたい。
- ・農地（水田）を集積した担い手が、規模拡大により農作業や農地の維持管理などに手間がかかるため、これまで以上の農地集積が難しい状況になっている。担い手の規模拡大には、圃場の再整備など更なる経営効率化のための条件整備が必要ではないか。

- ・担い手への農地集約を進めるためにも、効率的な営農が出来るような圃場の区画を拡大するような圃場整備事業を検討してもらいたい。
- ・水田の大区画化は必要で、10a が 50a になれば大型機械が導入できる。一方で、5a、10a 区画の水田が混在している状況では、すべて大型機械にできず、小型機械も必要。

【4】 農業政策全般について

- ・日本の農業は、高齢化、担い手不足が課題となっている中、国際情勢に影響された資材や肥料の高騰といった厳しい状況にある。何らかの助成、支援を求める。
- ・スマート農業技術の推進の強化を望む。新たな技術の開発や実証に加え、予算の充実など積極的な支援を望む。一方、スマート農業の導入が難しい農業者も存在。
- ・転作等に係る交付金は、平坦地―中山間(条件不利地)で同一の単価設定になっている。単価設定を変えるなど、条件不利地や中山間地域の農業を支える担い手にも配慮すべき。
- ・国連でも小規模家族経営的な農業の存在を認めており、農業の大規模化だけでなく、小規模家族経営による日本農業の継続、そのための仕組みづくりが必要になるのではないかと。
- ・農業経営の視点から大規模化、法人化して、農地を集積する一方で、地域の農業を守っている個別農家がなくなってしまうのではないかと。
- ・地域の課題を関係者で話し合い、将来の農地利用の姿を明確化する、「地域計画」の策定は必要。
- ・担い手は手一杯になっている状況で、維持管理は所有者もやるようなルールづくりも必要ではないかと。
- ・農基法の説明の中で国から自給率アップについて発言がなかったのは残念。輸入や備蓄など食料安保の話が中心だった。水田を守り、自然を守ることは必要。
- ・スマート農業の機械は高価で、草刈り機が 2~300 万とか、ドローンも 300 万から 400 万、トラクター、個人的には手が出ない状況。現実的には、収益上げ、安定した農業経営ができるというのはかなり難しい。
- ・条件の悪い中山間地域をどうするか、行政も含めた戦略が必要と考えるが、行政の反応は鈍い。
- ・経営面積は増えたが、収支がマイナス、三年も続くと経営破綻、撤退する経営者も出てくる、担い手の経営継続には、国、県の対応に期待する。